

教職員の働き方改革の取組について

1 現 状

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。一方、教職員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは、子どもたちの学びを支える教職員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にもかかわる重大な問題となっています。

2 時間外勤務の要因

(1) 小学校

- ・学級担任制 学級担任を務める一人の教員が担当する授業時数が多くなっている。
- ・給食の時間も指導を行い、児童の休み時間も児童と一緒に活動、児童の安全への配慮等を行っていることが多く、休憩時間が確保できず、連続勤務となっている。
- ・上記のことから児童在校中は校務分掌事務や授業準備を行う時間の確保が難しい状況にある。

(2) 中学校、高等学校

- ・教科担任制 教科により担当する授業時数は異なる。
- ・生徒指導や進路指導に関わる業務の負担が大きくなっている。
- ・補習指導や部活動に関わる時間が長くなっている。
- ・授業準備等の時間の確保が難しい状況にある。
- ・授業以外の事務業務も一定程度担っている。
- ・保護者・PTAや地域との連携、通学路の安全確保等、様々な業務も担っている。
- ・規模の小さな学校では、一人の教職員が多くの分掌事務を兼ねている状況。

3 勤務時間上限の目安時間

石巻市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年3月30日教育委員会規則第2号）に基づき、勤務時間の上限の目安を次のとおり設定します。

(1) 上限の目安時間

- 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超えないようにすること。
- 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が360時間を超えないようにすること。

(2) 特例的な扱い

- 上記(1)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時又は特別な事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が720時間を超えないようにすること。

○ 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月あたりの平均が80時間を超えないようにすること。

4 教職員の働き方改革に関する取組方針の策定

本市では、これまで学校現場の多忙化の解消を図るため、現状と課題の把握、その対応策としての取組について検討を行ってまいりました。そして、これらの議論を踏まえ、多忙化している教職員の業務の縮減と適正化を進め、ワークライフバランスを確立し、教職員が子どもに向き合うことができる時間を確保するための方針を示した「教職員の働き方改革に関する取組方針」を令和5年1月に策定いたしました。

取組の重点項目

1. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
3. 学校における組織マネジメントの確立
4. 学校における働き方改革の実現に向けた環境の整備

5 これまでの主な取組

1. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

- (1) 正規の勤務時間及び休憩時間を除いた在校時間の合計が月80時間を超えた職員等について、本人からの申し出により産業医による面接指導を実施【市教委】
- (2) 夏季休業中の閉庁日の設定【市教委】
- (3) 勤務時間の設定の適正化、休暇・休憩時間の確保【学校】
- (4) 「石巻市立学校 部活動での指導ガイドライン」の策定【市教委・学校】

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- (1) 地域ぐるみで学校や児童生徒の課題の共有、解決を図り、地域の力を学校運営に生かすコミュニティ・スクールの段階的な導入（令和5年8月現在 32校導入）【市教委・学校】

3. 学校における組織マネジメントの確立

- (1) 教職員が子どもと向き合う時間を確保するための学校事務の共同実施【市教委】
- (2) 事務職員の校務運営への参画【学校】
- (3) 学校行事及び計画等の見直し【学校】

4. 学校における働き方改革の実現に向けた環境の整備

- (1) 通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒のための特別支援教育支援員の配置【市教委】
- (2) 外国語及び外国語活動充実のための外国語指導助手（ALT）及び小学校外国語指

導補助員の配置【市教委】

- (3) 不登校、いじめ等の生徒指導上の問題や貧困、虐待等、様々な家庭の問題解決のためのスクールソーシャルワーカー及び心のサポートナーの配置【市教委】
- (4) 学校適応に問題を抱える児童生徒への支援のための適応指導教室（けやき教室）の設置（現在：石巻市学びサポートセンター【コイル】）【市教委】
- (5) 震災後の学校生活における児童生徒の心の安定を図るためのスクールカウンセラーの配置【市教委】
- (6) 家庭学習習慣対策のための「学び教室」の設置と相談員の配置【市教委】
- (7) 学校図書館司書の配置【市教委】
- (8) G I G Aスクール構想に基づくタブレット端末等のＩＣＴ機器の環境整備【市教委】
- (9) サイエンスラボスーパーバイザーによる理科教育に係る教員への相談活動や研修会の実施【市教委】

6 本年度の新たな取組

| 取組 | 重点 | 内容 | 担当課 |
|---------------|----|---|-------|
| タイムカードの導入 | 1 | 全校に設置し、教職員の出退勤を客観的に把握することで教職員の意識改革を図る。 | 学校教育課 |
| 学びサポートセンターの設置 | 4 | 不登校児童生徒に対する通所型の支援施設である適応指導教室に、教員や保護者等から相談機能、及び学校や家庭への訪問型支援機能を加えた不登校等児童生徒問題に対する総合的な支援施設である学びサポートセンターを設置し、教員の業務軽減を図る。 | 学校教育課 |
| 部活動指導員の配置 | 4 | 専門的な技術を有する部活動指導員を配置することにより、生徒のニーズを踏まて充実した部活動を行うとともに、教員の業務軽減を図る。 | 学校教育課 |
| 留守番電話の設置 | 1 | 緊急時の連絡に支障がないよう対策を講じた上で、留守番電話を導入し、教職員の勤務時間外の負担軽減を図る。 | 学校管理課 |

7 今後の取組予定

| 取組 | 重点 | 時期 | 内容 | 担当課 |
|----------------------|----|-----------------------|---|-------|
| 校務支援システムの導入 | 4 | R6 年度 稼働： R7 年度 | 校務支援システムの導入により、児童生徒等の情報が一元的に管理・集約されることから、効率的、効果的に校務を行うことができるようになるため、教職員の校務処理に要する時間と負担を軽減することができる。 | 学校教育課 |
| コミュニティ・スクールの全校への導入完了 | 2 | R6 年度 | 学校における児童生徒に係る問題や地域課題に対し、地域と協働・連携した取り組みを行うことにより、教員業務の明確化・適正化が図られる。 | 学校教育課 |
| 部活動指導員の配置拡充 | 4 | R6 年度 | 専門的技術を有する部活動指導員の配置数を拡充することにより、より多くの学校において、教員の業務軽減が図られる。 | 学校教育課 |
| 学校給食費の公会計化（直接徴収）の実施 | 2 | R6 年度 稼働： R7 年度 | 保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を市で行うことにより、教職員の業務負担の軽減が図られる。 | 学校管理課 |